

検討課題について（案）

〈検討の視点〉

コンテンツ産業等の振興を図っていく上で、インターネット上に氾濫する著作権侵害コンテンツの対策は急務である。

対策を講じるに当たっては、法的保護の在り方だけではなく、技術開発等の民間の取組、正規版流通の促進、消費者啓発など様々な観点から、総合的に検討することが必要。

以上の観点を踏まえ、法的保護の在り方を中心に検討する。

1. アクセスコントロール回避規制の在り方について

ゲーム等の著作権侵害コンテンツの流通状況、デジタルネット環境の進展に伴うアクセスコントロールの重要性の高まり、欧米の動向を踏まえ、不正競争防止法において回避機器等の民事ルールのみを定めている現行制度にとらわれず、アクセスコントロールの回避規制の在り方について検討する必要があるのではないか。

【具体的検討項目例】

- ◇規制対象となっている行為を民事措置では十分に抑止できない中で、回避機器の頒布等に対する刑事罰の可否について
- ◇中国等からの輸入機器を水際で食い止める観点からの水際規制の導入の可否について
- ◇規制の実効性を高める観点から、回避機器の製造段階・回避サービスの提供行為への規制の可否について
- ◇意図的に他の機能を付した規制対象とならない機器に対応するため、規制対象機器の範囲（不正競争防止法上は「のみ」）を拡大することの可否について
- ◇現行の規制対象とならない機器（「のみ」要件を満たさないもの）であるものの、明らかに回避を目的に販売等している行為を防止する観点から、主観的要件（例えば「回避に用いられることを知りながら」）によって規制範囲を拡大することの可否について
- ◇著作物の保護手段としてのアクセスコントロールの重要性の高まりを踏まえた回避行為そのものの規制の在り方について
- ◇製品開発の萎縮等を防ぐための例外規定の在り方について

等

2. プロバイダの責任の在り方について

（ブロードバンド環境の進展によって音楽・動画等著作権侵害コンテンツが氾濫する等の状況変化の中、プロバイダには、その性格に応じ、これまで以上の役割が求められているか。また、プロバイダ責任制限法（平成13年）等について見直す必要があるか。

【具体的検討項目例】

- ◇対処療法（要請に応じた個別削除）だけでは現実的に限界がある中、その性格に応じ、プロバイダによる一層の侵害コンテンツの防止措置を促す仕組みの在り方について
- ◇適切な削除要請に対し、迅速な削除を促進するための方策について
- ◇自主的に警告する際又は裁判上必要となる発信者情報の開示につき、プロバイダとの手続又は裁判手続の中で迅速かつ柔軟に行うことができる仕組みについて

等

3. その他

【具体的検討項目例】

- ◇著作権侵害コンテンツを集めたサイト及びサーバが世界中に分散する中、それらのアクセスの「橋渡し役」であるリーチサイトへの対応の在り方について
- ◇音楽及び映像のダウンロード違法化との関連で、ゲーム等のプログラムのダウンロード違法化の対象化の当否について
- ◇侵害行為を繰り返す悪質ユーザーの再犯防止の観点から、強制遮断措置等の対応の在り方について
- ◇被害金額の把握・算定が難しいネット上の侵害コンテンツ流通の特性に鑑み、損害賠償請求等の裁判上で権利執行を容易にするための方策について
- ◇著作権侵害コンテンツ流通を真に減らす観点から、規制強化だけではなく、取締強化、効果的な普及啓発策やユーザーニーズに沿った正規流通への取組の重要性について

等

※なお、上記1、2については、現在交渉が進められている模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）における論点の1つとされているところ、その動向を踏まえ、国際的な法的規律の在り方も含めて検討を行うこととする。